

不動産質権 宅建 H29-10-3 <<#844>>**【問】 正誤をつけよ。**

①不動産質権は、目的物の引渡しが生効要件であるのに対し、②抵当権は、目的物の引渡しは生効要件ではない。

【答え】 正しい**<<ポイント>> 質権の内容【発展】**

質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から**受け取った物を占有**し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。（民法 342 条）

	不動産質権	抵当権
成立要件	合意＋引渡し	合意
対抗要件	登記	登記
利息	請求できない	請求できる
使用収益権	あり	なし
存続期間	10年まで 更新可（10年まで）	なし